

あなたのお仕事には 「日野市公契約条例」が適用されています

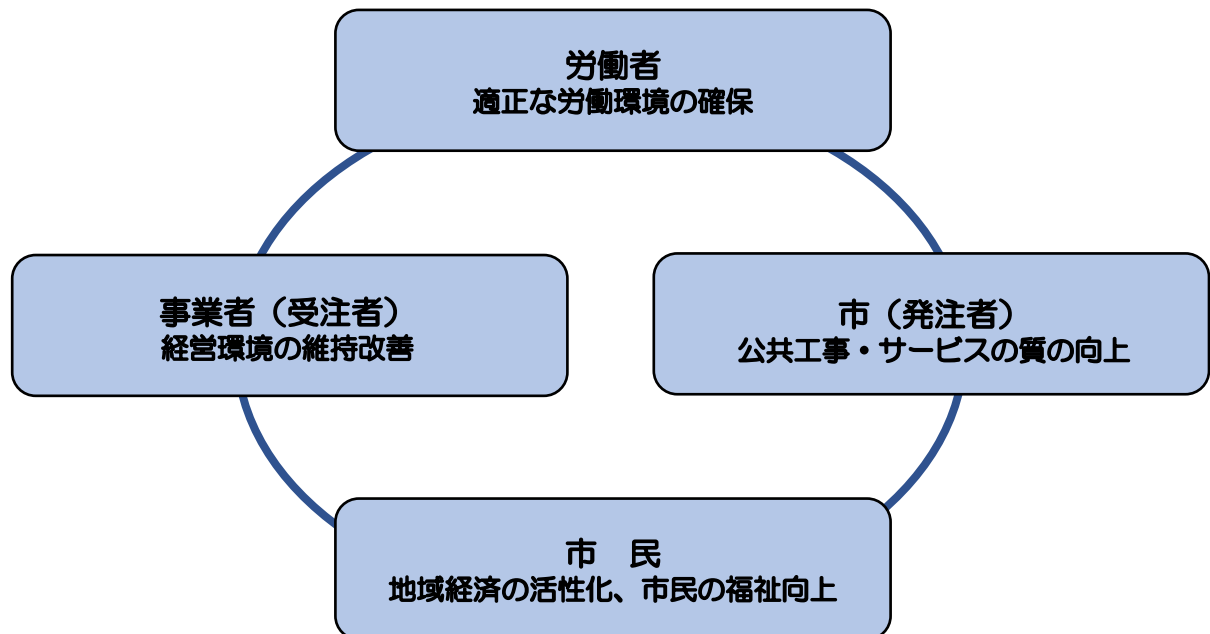
件 名	
履行場所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日

上記の契約は、日野市公契約条例が適用されています。

同条例に基づき、この業務に従事する労働者等には日野市が定める「労働報酬下限額」以上の賃金が支払われることが規定されています。

日野市公契約条例とは

日野市公契約条例は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境を確保することにより、優れた人材の確保や適正な履行の確保による事業者の経営環境の維持改善を図り、もって公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与することを目的としています。



条例が適用される労働者の範囲

- 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら対象契約に係る業務に従事する者
(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問いません)
- 労働者派遣法の規定により対象契約に係る業務に派遣されるもの
- 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により対象契約にかかる業務に従事する者 (いわゆる一人親方)

＜以下の労働者には条例が適用されません＞

- 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- 工事請負契約における現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
- 最低賃金法第7条に規定する者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る）
- 公契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
- 公契約に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）

労働報酬下限額とは

条例が適用される労働者等に支払われる1時間あたりの労働報酬の下限額を「労働報酬下限額」といいます。労働者等は、労働報酬下限額から算出される基準額以上の賃金を受け取ることができます。

労働報酬下限額（令和7年度）	1, 238円
----------------	---------

＜基準額の算定方法＞

労働報酬下限額が1, 238円、対象契約に係る業務への時間外労働が120時間、
時間外労働が10時間であった場合

1, 238円×（120時間+10時間×125%）

= 1, 238円×133時間

= 164, 654円

* 時間外労働時間数に応じた割増

* 30分以上は切上げて1時間とする

=

基準額

申出をする場合は

労働者等は、基準額以上の賃金を受け取っていない場合は、その旨を受注者、受注関係者（下請負者や再委託先）又は日野市（発注者）に文書で申し出ることができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者等			
発注者	日野市総務課契約係	〒191-8686 日野市神明1-12-1	042-514-8132

※受注者は、上記の申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないことを条例に定めています。